〇納入書の裏面

(「退職所得分市民税・県民税納入申告書」 ※法人の場合は記入してください。)

(đ	って先) 鹿り	見島市長											
令和6年6月16日提出					令和	6 年	6 F	分	人員		1	,	
退職手当等支払金額			+	億	Ŧ	百 8	+	7	于 3	百 5	+	P. 0	
特別徵収税額		市民税						1	5	ь	0	0	
77 J	1 飲収 税 例	県民税						1	0	4	0	0	
特別徽収義務	住所(居所) 又は所在地			〒000-0000 〇〇市〇〇町7-5									
	氏 又 は	名称	○○○株式会社										
者	法人	番号	1	2	3 4.	5	6	7 8	9	1	2 3	1	

←納入申告書について

1 この申告書は、退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書ですから、退職手当等の支払があった 月のみ記入してください。

ただし、個人事業主の場合は、特別徴収関係書類の「特別徴収納入書」のページをご覧になり、申告してください。

- 2 納入申告書の各欄は、次により記入してください。
 - (1)「年月分」… 退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した年と月を記入してください。
 - (2)「人員」… 退職所得に対する所得割額を徴収した人の 数を記入してください。
 - (3) 「退職手当等支払金額」… 退職所得に対する所得割額 を徴収した人の分のみの支払金 額の合計額を記入してください。
 - (4)「特別徴収税額」… 算出した市民税・県民税額をそれ ぞれ記入してください。

3 退職者の内訳

退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、「退職所 得に係る市民税・県民税納入内訳書」も必ず提出してくだ さい。なお、同様の内容が確認できる「退職所得の源泉徴収票・ 特別徴収票」や独自の様式などでも構いません。

〔納 入 場 所〕

- ◎ 鹿児島市役所納税課(電話 099-216-1190)及び各支所税務窓口
- ◎ 鹿児島市指定金融機関鹿児島銀行本店、各支店、各出張所
- ◎ 鹿児島市収納代理金融機関

次の本店、各支店及び各出張所

· 行) 南日本、肥後、福岡、宮崎、熊本、

西日本シティ、宮崎太陽

(信 用 金 庫) 鹿児島、鹿児島相互、奄美大島

(組 合) 鹿児島興業信用

(金庫) 九州労働

(農業協同組合) 鹿児島県信用農業協同組合連合会、

鹿児島みらい、いぶすき、さつま日置

(漁業協同組合) 九州信用漁業協同組合連合会

(鹿児島県内各支店のみ)

◎ 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)

※九州外(沖縄県を含む)で利用される場合は、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」(特別徴収関係書類に様式掲載) を、そのゆうちょ銀行又は郵便局にご提出ください。

(5) ゆうちょ銀行又は郵便局の指定

初めて九州外 (沖縄県を含む。) の各ゆうちょ銀行又は郵便局を利用する場合は、「**ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書**」(様式 P25) を利用するゆうちょ銀行又は郵便局へ提出してください。

- ※ 次の場合は提出する必要はありません。
 - ・ 九州 (沖縄県を除く。) の各ゆうちょ銀行又は郵便局を利用する場合
 - ・ 前年度に指定ゆうちょ銀行又は郵便局を利用した場合(本年度も引き続き利用できます。)